

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が土曜日のときは、翌日)

目次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

都市公園の供用の開始(都市計画課)

◇ 教委告示

平成三年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集要項(教職員課)

平成三年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項(〃)

平成三年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項(〃)

告 示

鳥取県告示第七百八十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成二年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
産科婦人科大石 医院	鳥取市鍛冶町五三	平成二年九月一日
山崎内科医院	鳥取市立川町六丁目二五〇	〃
中村医院	米子市上後藤八〇一五	平成二年九月十四日
医療法人勤誠会 米子病院	米子市日原三一九一	平成二年九月一日
米子医療生活協 同組合米子診療 所	米子市博労町三丁目八〇一	〃
大槻医院	八頭郡智頭町大字智頭一五一 〇一	平成二年九月十四日
赤碕町国民健康 保険赤碕診療所	東伯郡赤碕町大字赤碕一九二 〇一三三	平成二年九月一日
佐々木医院	東伯郡関金町大字関金宿一五 一五	〃
涌島歯科医院	鳥取市二階町二丁目二一〇	〃

谷口歯科医院	鳥取市扇町八七	"
地原歯科医院	鳥取市栄町六二六	"
熊谷歯科医院	鳥取市二階町二丁目二一六	"
中本歯科医院	鳥取市茶町三一〇	"
田中歯科医院	倉吉市明治町一〇二五一一	"
諏訪部歯科医院	倉吉市瀬崎町二七六〇	"
小徳歯科医院	境港市外江町二〇六一	"
谷口歯科医院	八頭郡河原町大字河原五四一七	"
富士屋薬局	鳥取市川端二丁目二二五	"
有限会社大村薬局	鳥取市片原三丁目二〇一	"
川口薬局	鳥取市賀露町一五三九一一二	"
有限会社岡本薬局	鳥取市立川町六丁目二四八	"
有限会社木下薬局	米子市西倉吉町五七	"
稲田聴薬局	米子市日野町七	"
有限会社渡部薬局	米子市四日市町八七	"
有限会社稲田松太郎薬局	米子市紺屋町一	"

小坂薬局	米子市桃町一丁目一八	"
小林薬局有限会社	倉吉市明治町一〇三二一六	"
尾崎薬局	倉吉市上井三〇七	"
有限会社ホシ薬局	倉吉市大正町一〇七九	"
有限会社富谷薬局	倉吉市河原町一九〇四	"
有限会社対山堂薬局	境港市本町三〇	"
木島薬局	八頭郡若桜町大字下町三八〇	"
有限会社森下薬局	八頭郡智頭町大字智頭一六七六	"
徳吉薬局	気高郡鹿野町大字今市六二五一一	"
中原薬局	気高郡青谷町大字青谷三八五七	"
有限会社御船薬局	東伯郡三朝町大字三朝八八八	"
足立泌尿器科医院	米子市上後藤六五一六四	"
星野歯科医院	鳥取市青葉町二一六七	"
田本歯科医院 (溝口)	日野郡溝口町溝口二二二一一	"
医療法人上田歯科医院	鳥取市西町一四五四	"
恵歯科医院	米子市熊党九九	平成二年九月十二日

松岡医院	鳥取市行徳は一〇二	平成二年九月十一日
矢島医院	境港市新屋町一三二九一	平成二年九月十五日
吉田齒科医院	五 気高郡青谷町大字青谷三九三	平成二年九月十六日
有限会社池田薬局TOSC千代水店	鳥取市安長二二六	平成二年八月二十日
久野内科医院	米子市富益町二一六五―二	平成二年九月三日
ダイゲン眼科医院	鳥取市扇町一三三―二	平成二年九月一日

鳥取県告示第七百八十七号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、告示する。

平成二年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

二 位置

東伯郡羽合町大字南谷

三 区域

別紙図面のとおりとする。

四 供用開始の期日

平成二年十月七日

（「別紙図面」は省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。）

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

平成三年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集を次の要項により実施する。

平成二年九月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

平成3年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集要項

1 募集園児数 60人

2 出願資格を有する者

昭和61年4月2日から昭和62年4月1日までに出生した幼児

3 入園志願書の交付

(1) 交付期間

ア 平成2年11月15日（木）から同月20日（火）まで（日曜日を除く）

く。)とする。

イ 交付時間は、8時30分から16時まで（土曜日は8時30分から12時まで）とする。

(2) 交付場所

鳥取西高等学校附属久松幼稚園（以下「久松幼稚園」という。）

4 出願方法

(1) 出願手続

ア 入園志願者は、入園志願書を久松幼稚園に提出しなければならない。

イ 久松幼稚園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者に受付番号票を交付するものとする。

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

(イ) 平成2年12月4日（火）及び同月5日（水）とする。

(ロ) 受付時間は、14時から16時30分までとする。

イ 受付場所

久松幼稚園

5 入園者の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園者を決定する。

6 抽選の期日及び場所

(1) 期日 平成2年12月20日（木）9時

(2) 場所 久松幼稚園

7 入園者の発表

平成2年12月20日（木）10時に久松幼稚園に掲示する。

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、園児の募集に関し必要な事項は、久松幼稚園長が定める。

(2) 園児の募集に関し不明なことは、久松幼稚園（鳥取市東町1丁目208 電話0857-22-3252）に問い合わせること。

鳥取県教育委員会 部長 藤 田 肇

平成三年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚園幼児募集要項の要項により実施す

る。

平成二年九月二十八日

鳥取県教育委員会 委員 藤 田 肇

平成3年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚園幼児募集要項

1 募集幼児数

(1) 昭和61年4月2日から昭和63年4月1日までに出生した幼児（3歳児・4歳児） 3人

(2) 昭和60年4月2日から昭和61年4月1日までに出生した幼児（5歳児） 5人

2 出願資格を有する者

3歳児、4歳児又は5歳児で、聴覚障害の程度が学校教育法施行令

(昭和28年政令第340号) 第22条の2の表に規定する程度のもの

3 出願方法

(1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書に健康診断票の写し及びオーゾグラム(測定したものがなければ、鳥取聾学校で測定する。)を添えて鳥取聾学校長に提出しなければならない(郵送による場合は、返信用封筒(あて名を記載の上、62円切手貼付)を同封すること。)

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

(イ) 平成3年2月9日(土)から同年3月9日(土)まで(日曜日及び祝日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、同年3月6日(水)までの消印のあるものに限る。

(ロ) 受付時間は、9時から17時まで(土曜日は9時から12時まで)とする。

イ 受付場所

鳥取聾学校

(3) その他

鳥取聾学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

(1) 日時 平成3年3月18日(水) 10時から12時まで

(2) 場所 鳥取聾学校

(3) 内容

ア 幼児との面接

イ 保護者との面接

6 合格者の発表

平成3年3月16日(土) 10時35分に鳥取聾学校において発表するとともに、志願者に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校で交付する。

(3) 幼児の募集に関し不明なことは、鳥取聾学校(岩美郡国府町宮下12

61 電話0857-23-2031)に問い合わせること。

鳥取県教育委員会告示第十七号

平成3年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集を次の要項により実施する。

平成三年九月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

平成3年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項

1 募集幼児数

<p>(1) 昭和61年4月2日から昭和62年4月1日までに出生した幼児（4歳児） 3名</p> <p>(2) 昭和60年4月2日から昭和61年4月1日までに出生した幼児（5歳児） 1名</p> <p>2 出願資格を有する者</p> <p>鳥取県内に住所を有する4歳児又は5歳児で、肢体不自由（重複障害を含む。）の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の2の表に規定する程度の者</p> <p>3 出願方法</p> <p>(1) 出願手続</p> <p>入学志願者は、入学志願書に幼児調査表及び生育調査表を添えて皆生養護学校長に提出しなければならない（郵送による場合は、返信用封筒（おて名を記載の上、62円切手貼付）を同封すること。）。</p> <p>(2) 出願期間及び受付場所</p> <p>ア 出願期間</p> <p>(ア) 平成3年2月1日（金）から同月8日（金）まで（日曜日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月6日（水）までの消印のあるものに限る。</p> <p>(イ) 受付時間は、9時から17時まで（土曜日は9時から12時まで）とする。</p> <p>イ 受付場所</p> <p>皆生養護学校</p> <p>(3) その他</p> <p>皆生養護学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審</p>	<p>査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。</p> <p>4 入学者の選抜方法</p> <p>入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。</p> <p>5 面接の日程等</p> <p>(1) 日時 平成3年2月27日（水）13時30分から15時30分まで</p> <p>(2) 場所 皆生養護学校</p> <p>(3) 内容</p> <p>ア 幼児との面接及び行動観察</p> <p>イ 保護者との面接</p> <p>6 合格者の発表</p> <p>平成3年3月9日（土）正午に皆生養護学校において発表するとともに、志願者に通知する。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。</p> <p>(2) 入学志願書等の用紙は、皆生養護学校で交付する。</p> <p>(3) 幼児の募集に関し不明なことは、皆生養護学校（米子市東福原1401-1 電話0859-22-6571）に問い合わせること。</p>
--	--